

## 原発事故避難者の住まいの問題



# ひとりで悩まないでお電話を ～「避難の協同センター」発足しました～

「来年4月からどうしよう？」

「このまま住み続けたいのだけど・・・」

「避難費用を東電に請求できないの？」

そんな避難者の声にこたえたいと、このたび、「避難の協同センター」が発足しました。避難者、支援者、弁護士、生協関係者、自治体議員などから構成されています。

自主的避難者への住宅支援が打ち切れようとしています。自主的避難者は賠償もほとんど支払われていないのに、周囲の誤解と国の帰還一辺倒の政策の中で苦しい状況におかれています。人によっては、東京都が専用枠を設けた都営住宅に応募しようかどうか迷われているかもしれません。選択を迫られて、追い詰められた状況になっているかもしれません。

2012年に制定された「原発事故子ども・被災者支援法」では、国は原子力政策を進めてきた社会的責任および国民を守る義務から、原発事故被災者が、避難・居住・帰還のいずれを選ぶ場合でも支援しなければならないこと、また、国が、避難者の住居の確保を行わなければならないことを定めています。福島は場所によっては、原発施設等の放射線管理区域に相当する場所がまだたくさんあり、お子さんを抱える避難者は帰るに帰れない状況となっています。

私たちは、弁護士、自治体議員、シングルマザー支援や貧困や福祉の問題に取り組んできたグループと手を携えて、避難者のみなさんの悩みに具体的なアドバイスを提供し、ともに解決の道をさぐりたいと考えています。自主的避難者であっても原発ADRにより、東電から避難費用の一部を勝ち取ることに成功している事例もあります。

お一人で悩まず、お電話ください。



「避難の協同センター」避難者専用ダイヤル

電話：070-3185-0311 10:00～16:00（平日）

（出れないときは、折り返しますので、ご伝言を残してください）

E-mail: [hinankyodo@gmail.com](mailto:hinankyodo@gmail.com)

ウェブサイト：[www.hinan-kyodo.org](http://www.hinan-kyodo.org)